

第2章 食料自給率向上と食の安全の確保に向けた取組

1 食料自給率の向上を目指して

(九州農政局食料安保・自給率向上本部の取組－多様な連携に向けて)

食料自給率向上の取組を進めていくためには、これまでの枠を超えた多様な分野の連携が重要であるとの考えから、地域で地産地消や食育といった活動に取り組んでいる方々をはじめ、観光やメディアなど食と農に関係する幅広い分野の方々にもご参加いただき、平成20年度から毎年交流の機会を設けています。

25年度は、3月6日に食と農の交流会「^{たかはるちよう}高原町の集い」(宮崎県)を開催し、九州各県から50名が参加され、先進事例を学んでいただくとともに、関係者相互の交流を深めました。

今回の会場である、宮崎県高原町^{はなどう}花堂地区では、耕作放棄地の増大、農業者の高齢化、担い手不足などの問題解決のため、農事組合法人「はなどう」を設立し、6次産業化を進めるなど地域が一体となって取り組み、耕作放棄地の解消、新規就農者の確保、関連事業による雇用、農業所得の増大など、地域の活性化を図っています。



新燃岳の麓に広がる麦畑

交流会の第一部では、農事組合法人「はなどう」が直営する新燃岳の麓に広がる麦畑と、6次産業化の成果である農産品等を販売している農産物直売所「^{もりほくら}杜の穂倉」を見学し、その後、築190年の古民家レストラン「杜の穂倉邸」で地元食材を利用した料理をいただきました。



麦畑圃場での見学



「杜の穂倉」と店内の見学



築190年の杜の穂倉邸での昼食

午後からの第二部では、会場を高原町商工会大研修室に移し、農事組合法人「はなどう」の取組事例を紹介いただいた後、「農業の活性化と魅力ある地域づくりに向けて」をテーマに、グループに分かれそれぞれの事例から意見交換が行われました。意見交換では、地域の活性化は、「農家、非農家ともに同じ目線で、それぞれができることに取り組むことが必要。」、「プラスの志向が6次

産業化につながっていく。」、「活動できる時に、活動できる人がやることで、人が参加しやすくなる。」、「加工場を作って、自分達が元気になる活動もすることが必要。」、「もうかる農業の先進事例を紹介できるような方法をとっていくことが必要ではないか。」、「後継者不足の解決として、子供を産み育てる社



グループ討議の様子



全体討議の様子

会にしていくことが必要。」等の意見が出されました。時間の限られた交流会でしたが、参加者からは、「自分に取り組んでいる町おこしの参考として非常に勉強になった。」、「自由な雰囲気発言しやすく、他地域の皆さんとの交流ができてよかった。」、「一生懸命に打ち込んでいる方達と会う事は、刺激的で楽しい。」等の感想がありました。

最後に、地域農業の活性化のためには、地域にある素晴らしい潜在力を引き出すことが大切であり、そのためにも今後の交流が進むことへの期待を述べられ交流会は終了しました。

なお、九州農政局では今後の活動に活かしていただけるよう、本交流会の概要を取りまとめ、ホームページ※でも公表しています。参加者がそれぞれの地域で新たな交流を行い、交流の輪が広がり、地域の活性化につながっていくことを期待しているところです。

今年度は「食と農の交流会」にこんな方々にも御参加頂きました。

○黒木親幸氏（農事組合法人「はなどう」・代表理事：宮崎県高原町）

JAを退職後、地域のリーダーとして、県内の加工・販売業者とも連携し、地域資源を活かした商品を加工・販売するなど、地域の活性化に取り組んでいる。

○早田礼子氏（農業：宮崎県高原町）

農事組合法人「はなどう」の女性グループ「乙女会」の会長として、各種イベントや交流会等に取り組んでいる。

○田中裕輝氏（若手農業者：宮崎県高原町）

新規就農を目指し、農事組合法人「はなどう」で研修中。

○馬場英征氏（農業：佐賀県神埼市）

農事組合法人を立ち上げ、米・麦・大豆を栽培しており、6次産業化にも取り組む予定

○田中茂子氏（看護師：宮崎県日南市）

黒糖加工場を設置し、黒糖の良さを広め、地域活性化につなげようと活動中

○渡邊克朗氏（大学生：鹿児島県始良市）

大学の地域創生コースで、「町おこし」について勉強中。

※九州農政局HP「食料自給率コーナー」

→http://www.maff.go.jp/kyusyu/kikaku/jikyuritu_t/jikyuritu_t.html

2 食育と地産地消の推進

(1) 食育の推進

(教育ファームの推進)

食育基本法に基づいて決定された第2次食育推進基本計画では、「子どもから成人、高齢者に至るまでライフステージに応じた間断ない食育を推進し、国は一人ひとりの国民が自ら食育に関する取組が実践できるように、情報提供する等適切な施策を推進する。」とされ、また、農林漁業体験を経験した国民の割合を平成27年度末に30%以上にするという目標値が設定されています。

このため、九州農政局では、教育ファーム^{※1}をテーマに体験から学ぶ食べものの大切さについて管内の実践者に語っていただくシンポジウム^{※2}を開催（25年11月30日、参加者141名）しました。

「酪農家との出会いと教育」と題した基調講演と酪農家及び漁師の方々による事例発表のほか、参加者とのパネルディスカッションを行いました。参加者からは、「子どもたちに農業体験をさせる際のアドバイスを聞かせて欲しい。」「栄養学的な面での課題とその価値について改めて考えさせられる機会となった。」等、活発なご意見や貴重な感想を頂きました。

また、教育ファームの取組の推進に資するため、25年度の地域活動事例を収集し、「農林漁業体験活動事例集」として発行するとともに、九州各県の食育全般に関する様々な活動等について、九州農政局ホームページ（HP）の「九州の食育のひろば」^{※3}で紹介しています。



基調講演の様相



しいばそんりつおむかい
椎葉村立尾向小学校の体験
(焼畑火入れの様相)

※1 教育ファームとは、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験（農林漁業を営む者による指導を受け、複数の作業を複数日行う体験）の機会を提供する取組をいう。

※2 九州農政局HP「教育ファーム」

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/kyoikufarm/kyoikufarm.html>を参照。

※3 九州農政局HP「九州の食育のひろば」<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/hiroba.html>

（日本型食生活の推進）

25年12月、「和食；日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録されるなど、世界的に日本への注目が高まっています。

他方、肥満や生活習慣病の増加などを改善するためには、国民一人ひとりが日本の気候風土に適した米を中心に、水産物、畜産物、野菜など多様な副食から構成され、栄養バランスのとれた日本型食生活の実践に取り組むことが重要です。

九州農政局では、日本型食生活を一層推進するため、24年度に引き続き、九州各県9か所で、生産者、消費者、教育関係者の方々を対象として、地域の農林水産物や郷土料理を取り入れた食生活等をテーマとしたワークショップ※1形式の情報交換や意見交換を行いました。



鹿児島でのワークショップ後の体験で

調理したさつま町の郷土料理

「ちくりん鍋」(左)と「とんとんまんま」(右)

（食育アイランド九州交流会の開催）

地域において食育を推進するためには、食育に関わる関係者が情報を共有し情報発信していくことが重要です。

九州農政局では、九州各地で様々な食育活動に取り組んでいる方々の情報発信と関係者のネットワーク作りを支援するため、九州農政局HPに「食育アイランド九州」※2を開設しています。

現在、「食育アイランド九州」に登録いただいている760の団体・個人（26年3月末）の方々に、活動の参考としていただくためのメールマガジン「しまかぜ」を配信しています。

また、登録者を中心とした関係者相互の情報交換と意見交換を図るため、各地域センター等において食育アイランド九州交流会を開催しています。



食育アイランド九州福岡交流会の様様

※1 ワークショップとは、様々な立場の人が集まって、お互いを尊重しながら自由に意見を出したり議論したり、一緒に何かを作ったりするような集まり（場）のことをいう。

※2 九州農政局HP「食育アイランド九州」<http://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/hiroba/island/island.html>

（２）九州の豊かな農畜産物の地産地消の推進

地産地消については、「六次産業化・地産地消法^{※1}」に基づく基本方針の中で「農林水産業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活性化、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等をめざし、生産者、事業者、消費者が協力して地域の農林水産業や関連産業の活性化を図る取組」と位置づけられています。九州農政局においても、地場農畜産物の利用拡大を柱に積極的に推進しています。

（地産地消促進計画の策定）

「六次産業化・地産地消法」に基づき、各地方自治体は実践的な「地域の農林水産物の利用の促進に関する計画（促進計画）」を定めるよう努めるとされており、九州では、25年度末現在、県・市町村で53件の促進計画が策定されています。

（地産地消の取組に関する表彰）

農林水産省では、学校給食や企業の社食、外食等を対象に「地産地消給食等メニューコンテスト」^{※2}を毎年度開催しています。

25年度は、管内から学校給食・社員食堂部門、外食・弁当部門併せて31メニューの応募がありました。審査の結果、地場農産物を使用したメニュー作成や食育活動等を年間を通じて実践されている「佐賀市立日新小学校」(佐賀県佐賀市)、「南阿蘇村立久木野小学校」(熊本県南阿蘇村)、「宮崎市立櫛北小学校」(宮崎県宮崎市)、「社会福祉法人五蘊会戸町保育園」(長崎県長崎市)が九州農政局長賞を受賞されました。



南阿蘇村立久木野小学校受賞メニュー

このほか、各地域の立地条件を活かした創意工夫のある地産地消への取組を表彰する「地産地消優良活動表彰事業」^{※2}も行っており、25年度は、「合馬農産物直売所運営協議会」(福岡県北九州市)、「まねき猫」(福岡県宗像市)、「かのやカンパチ販売促進グループ『海江's』」(鹿児島県鹿屋市)が九州農政局長賞を受賞されました。

※1 「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」

※2 九州農政局HP→<http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/keiei/zigyo/131122.html>

3 食の安全と消費者の信頼確保

(1) 農業生産工程管理（GAP）^{ギャップ}の推進

農林水産省では、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化等を図る観点から、「農業生産工程管理（GAP）^{*1}の共通基盤に関するガイドライン」を定め、GAPの普及・導入を推進しています。

GAPの導入目標としては、平成27年度までに全国でGAP導入産地を3千まで拡大することとしています。25年3月末日時点の調査では、九州農政局管内において主要な産地^{*2}911産地のうち、53%にあたる481産地において、農林水産省の「基礎GAP」や各県が策定した「県GAP」等が導入されています（表2-1）。

しかしながら農林水産省のガイドラインに則した高度な取組内容を含むGAP導入産地数は176産地にとどまっていることから、更なる促進が必要です。

九州農政局では、26年2月に管内各県の担当者や農業革新支援専門員を参集し、GAP推進会議を開催し、各県の取組等について意見交換を行いました。

また、導入推進のためのパンフレットや情報とともに、

九州農政局で作成した「農業生産工程管理（GAP）について（九州農政局版）」^{*3}をホームページに掲載し普及を進めています。

表2-1 農業生産工程管理（GAP）の取組状況調査結果
単位：産地

区 分	平成24年3月末現在			
	産地数 ④	導入産地 ⑤	導入率 ⑥=⑤÷④	(参考) ガイドラインに 則した取組産地
平成27年目標	-	3,000	-	1,600
全 国	4,381	2,607	60%	980
九 州 計	911	481	53%	176
福 岡 県	252	144	57%	1
佐 賀 県	95	75	79%	2
長 崎 県	111	58	52%	8
熊 本 県	160	20	13%	10
大 分 県	69	41	59%	13
宮 崎 県	90	58	64%	57
鹿 児 島 県	134	85	63%	85

資料：農林水産省

注：（参考）ガイドラインに則した取組産地とは、平成24年3月31日現在において、GAPに取り組んだ産地のうち、農林水産省のガイドラインに則したGAPを導入した産地。（なお、全国、九州計及び各県の数値は、野菜、米及び麦の3品目における産地数。）

※1 農業生産工程管理（GAP：good agricultural practice）：農業生産活動を行ううえで必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

- 「基礎GAP」（GAPという手法を学ぶための基礎的なモデルとして19年に農林水産省が定めたもの）
- 「県GAP」（都道府県が取組を進めているGAP）
- 「J GAP」（日本GAP協会が進めている審査・認証を前提としたGAP）

など、様々なGAPが国内に存在することから、農林水産省では、GAPの共通基盤となる高度な取組内容を含むガイドラインを平成22年4月に策定した。（平成23年3月一部改正）

※2 「主要な産地」とは、野菜、米、麦、果樹、大豆の産地強化計画等を作成している産地。

※3 九州農政局HP「農業生産工程管理（GAP）」<http://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/gap/gap.html>

(2) 家畜の伝染性疾病発生に備えて

25年度においても、九州に隣接する東アジア諸国において、口蹄疫や鳥インフルエンザ等の、ひと度発生した際に大規模な家畜の殺処分が必要となる特定家畜伝染病が発生しています。このため、九州の各県や畜産農家は日頃から徹底した農場の消毒や緻密な家畜の管理に取り組んでいます。

九州農政局においても、重大な家畜伝染病が発生した場合に備え、以下のような取組を実施しています。

また、25年10月に我が国で7年ぶりに発生が確認された豚流行性下痢（PED）については、12月以降、九州管内で発生が続発しており、農政局としても発生予防とまん延防止のため、防疫対策の徹底を呼びかけています。

ア 九州農政局の家畜伝染病発生時の役割と備え

22年に発生した宮崎県の口蹄疫では、約30万頭の家畜を殺処分するなど地域経済・社会に大きな影響を与え、関係者には家畜伝染病発生時の初動対応が極めて大切であることを教訓として残しました。

九州農政局では、それまで疾病毎に分かれていた対応マニュアルを口蹄疫と高病原性鳥インフルエンザの発生を想定したものとして一本化し、23年11月、緊急時の連絡体制、農政局内の役割分担、職員の派遣体制等を内容とする「特定家畜伝染病発生時の対応マニュアル」を策定しています。

(発生県からの要請に応じた人的支援)

家畜伝染病が発生した場合には、できる限り迅速に消毒ポイントの設置や発生農場での防疫作業に取りかかる必要があります。このため、県から人的支援の要請があった場合には、直ちに九州農政局（本局）及び地域センターの職員を派遣できるよう、あらかじめ防疫作業の支援が可能な者を把握・リスト化し、年2回の確認と更新を行っています。



平成22年の宮崎県の口蹄疫では九州農政局から延べ6,800名の職員を派遣



農政局職員による消毒ポイントでの消毒作業

（防疫演習の実施）

実際に発生があれば、県の要請に応じて、支援者リストから職員を一定期間派遣することとなります。その際には、発生場所や規模等に応じて派遣職員を割り振り、そのローテーションを即座に決定する必要があります。このため、九州農政局では、定期的に派遣の指揮命令系統と職員の対応を点検する演習を実施しています。担当者は、演習当日に伝えられた発生場所、発生規模、消毒ポイントや殺処分への要請人数など県からの情報を基に実際に派遣できる者を選定し、派遣者リストを短時間でとりまとめます。同時に、派遣者の作業現場までの交通手段や宿泊施設の決定など、実際の派遣の準備も行います。

また、この演習とは別に、勤務時間外に緊急事態が発生した場合の連絡体制が機能するかを確かめるため、職員の携帯電話及び携帯メールを用いた緊急連絡訓練を実施しています。

さらに、派遣される職員が効率的かつ安全に防疫作業に従事するためには、あらかじめ防疫についての正確な知識を有していることが重要であることから、農政局各部署の窓口担当者を対象に、定期的に防疫作業の知識修得のための研修を実施しています。



職員を対象とした防疫服装着・脱着研修の様相

イ 県との連携強化

九州各県では、家畜伝染病が発生した場合に迅速な防疫措置が行えるよう、発生農場での殺処分後の死体の埋却作業や消毒ポイントにおける車両消毒等を行う防疫演習を実施しています。

実際に家畜伝染病が発生すれば、県内の防疫の指揮を執るのは県の家畜衛生部局であり、派遣された九州農政局の職員はその指揮の下で支援活動を行います。このため、九州農政局では各県が開催する防疫演習に参加し、各県の防疫作業の流れや手順等をよく理解し、県との連携が図れるよう努めています。

九州各県では、現在も、緊張感を持って日々の防疫活動が行われており、発生時の備えがなされています。九州農政局においても、職員一人一人の意識を高め、しっかりと家畜防疫の役割を果たしていくこととしています。

九州各県では、現在も、緊張感を持って日々の防疫活動が行われており、発生時の備えがなされています。九州農政局においても、職員一人一人の意識を高め、しっかりと家畜防疫の役割を果たしていくこととしています。



口蹄疫の発生を想定し防疫作業を行う県の防疫演習

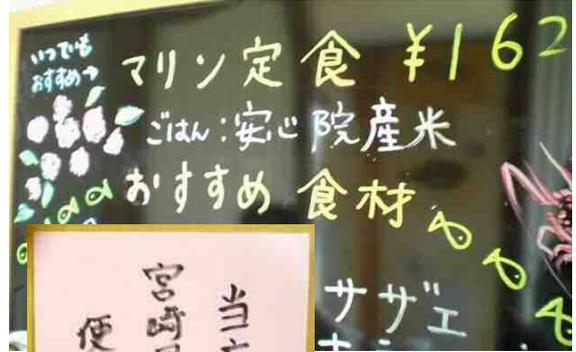
(3) 米穀等の適正流通確保に向けた取組

九州農政局では、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、米トレーサビリティ法^{※1}、食糧法^{※2}及び農産物検査法に基づく監視活動等に取り組んでいます。

(米トレーサビリティ法に基づく監視・指導)

メニューによる産地情報の伝達

米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達の履行状況の確認、産地の真正性の検証及び取引記録の作成状況の確認のため、米飯の提供を主とする外食事業者等に対し巡回立入検査を実施しました。その結果、産地情報の未伝達などの法違反を確認した事業者に対して、改善指導^{※3}を行いました。



ポップによる産地情報の伝達

また、米トレーサビリティ制度のさらなる周知のため、米穀事業者や関係団体・機関等に対し、制度の説明を約300回（約19,000人が参加）実施しました。

(食糧法に基づく監視・指導)

用途限定米穀^{※4}の横流れ防止を重点とした遵守事項の履行確認のため、生産者等に対し巡回立入検査を実施し、不適切な事業者に対し改善を指導しました。

～食糧法関係の主な不適切事例～

- ◆用途が限定されている加工用米を主食用として販売した。
- ◆飼料用米の販売時に表示しなければならない \oplus マークを表示しなかった。
- ◆実と茎の両方を牛のエサとするWCS用稲の一部について、コンバインで米を収穫し、主食用として販売した。

(農産物検査法に基づく監視・指導)

農産物検査が法律等に基づき適正に実施されるよう登録検査機関に対し巡回立入調査を実施し、不適切な業務運営等が確認された登録検査機関に対し改善を指導しました。

(米穀流通監視相談窓口)

米穀流通監視相談窓口を設置し、米トレーサビリティ制度等に関する消費者や関係事業者等からの問合せ、不適正な米穀の流通に関する情報提供等に迅速に対応しています。

※1 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

※2 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」

※3 国による指導件数については、農林水産省HP「お米の流通に関する制度」
→<http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/beikoku/>を参照。

※4 主食用以外に用途を限定して生産又は出荷された加工用米及び新規需要米（米粉用米、飼料用米等）等をいう。

(4) 適正な食品表示に向けた取組 (食品表示に関する普及・啓発)

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく食品表示の適正化を進めるためには、消費者や事業者が食品表示制度を正しく理解することが重要です。このため、25年10月から26年2月にかけて、管内16会場において食品事業者を対象とした「食品事業者表示適正化技術講座」を開催し、延べ1,012名の事業者が受講しています。



食品事業者表示適正化技術講座

このほか、自治体、食品事業者等が開催する説明会等に講師を派遣し、食品事業者に対し適正な表示方法等の説明を行い、適正表示に向けた普及・啓発に努めています。

(生鮮食品等の表示状況調査の実施)

九州農政局では、食品表示Gメン^{※1}が小売店等において表示状況を定期的に調査するほか、DNA分析等の科学的な手法も活用して原産地等が正しく表示されているかの調査を実施しています。



小売店での表示調査

(食品表示110番の設置)

消費者や生産者、食品事業者等からの相談や食品の偽装情報等を受け付ける「食品表示110番^{※2}」を設置して食品表示の監視に努めています。25年度に管内で受け付けした件数は2,868件(前年度比88%)でした。

(立入検査、改善指導等の実施)

生鮮食品等の表示状況調査や食品表示110番からの情報を活用し、必要に応じて立入検査等を行い、その内容に応じて指示・公表等の措置を行っています。25年度に国及び県が九州の事業者に対して指示・公表した事案は5件でした。なお、農林水産省ホームページ^{※3}で指導等の件数を公表しています。

※1 不適正な食品表示の調査・指導等を行うため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に配置している職員の通称である。

※2 食品表示110番とは、食品の品質表示の適正化を図る観点から、広く国民から食品の表示について問い合わせや情報の提供を受けるため、農林水産本省、地方農政局及び地域センター等に設置しているホットラインである。その情報は、情報提供、問い合わせ、提案、苦情、その他に分類される。

※3 農林水産省HP「JAS法違反に係る指導件数等について」→<http://www.maff.go.jp/j/jas/kansi/shido.html>

（５）消費者に対する情報提供とニーズの把握

九州農政局では、行政、消費者、生産者、食品事業者など関係者間で相互理解や情報共有を促進するため、「消費者団体等との意見交換会」や「顔の見える関係づくり」等に取り組んでいます。

（消費者団体等との意見交換会を開催）

九州農政局では、毎年、消費者団体や大学生等との意見交換会を開催し、食品安全に係る施策や消費者の関心の高いテーマについて情報提供を行っています。25年度は、食料自給率向上や食品中の放射性物質、有機野菜等をテーマとして、九州管内で16回の意見交換会を実施し、消費者を始めとする関係者からたくさんのご意見をいただきました。



有機野菜に関する意見交換会（熊本市）

（消費者と生産者・事業者等との顔の見える関係づくり）

九州農政局では、消費者と食に携わる生産者、事業者や行政との信頼関係を築くため、体験や意見交換等を通じてお互いを知り、情報を共有するなど、「顔の見える関係づくり」に取り組んでいます。

25年度の取組として、小学生の親子や大学生等を対象とした交流会等を九州管内で15回実施しました。

このうち、25年7月に長崎市で行われた青果卸売市場見学会には、長崎女子短期大学の学生などが参加し、市場関係者から市場の仕組みや野菜・果物の流通実態についての説明を受けるとともに、実際の競りに見立てた「模擬競り」を行い、メロンやぶどう、ばれいしょなどの競り落としを体験しました。



青果卸売市場見学会（長崎市）

また、11月に宮崎市で行った食育お魚体験では、宮崎港小学校の児童70名が、ちりめん工場や宮崎漁港の水揚げを見学し、食べものや命の大切さについて学習しました。

（消費者の部屋、移動消費者の部屋）

農林水産省では、広く国民の理解に支えられた農林水産行政を展開していくために各地に「消費者の部屋」を設け、食の安全と消費者の信頼確保のための情報発信や特別展示を行っています。また、全国で開催されるイベント等に出向いて情報発信を行う「移動消費者の部屋」にも取り組んでいます。

九州農政局では、25年度に地方農政局



「しっとと～、九州農政局」での参加者の様子（熊本合同庁舎1階）

設置50年という節目の年を迎えたことを契機として、農政局を身近な行政機関と感じていただけるよう8月6～7日に『消費者の部屋夏休み特別イベント「しっとと～、九州農政局」』を開催しました。



地域に配布したチラシ

同イベントでは、九州森林管理局及び熊本地方気象台とも連携し、小学生がスーパーで食品表示を学ぶ体験学習や米粉を使った親子料理体験、果物の糖度測定、農業環境を学ぶ水質検査などを行い、多くの子どもたちに体験の場を提供いたしました。

保護者からのアンケートには、「農林水産業の仕事がこのように一般向けに発信されるのはとても良い取組だと思います。」「大人の私たちにとっても子ども向けの分かりやすい資料で認識を深めることができました。」等のご意見をいただきました。

このほか、食品スーパーや図書館、大学、企業の社員食堂などでも移動消費者の部屋を開設し、食料自給率の向上や日本型食生活を推進するためのパネル展示等の情報提供を行うとともに、消費者からの相談の受付等を実施しています。



市民生活展での移動消費者の部屋（宮崎県延岡市）